

## ナチス民族人口政策摘要(一)

本 多 龍 雄

### 目 次

- 其の一 所謂アリアン立法、特にユダヤ人排斥
- 其の二 國民優生政策、民族逆淘汰への排戦
- 其の三 母子保護政策、特にナチス國民厚生團の活動(以上前號)
- 其の四 婚姻及び出産獎勵政策
- 其の五 多子家族保護政策
- 其の六 家族手當制度(以上本號)
- 其の七 稅制改革、特に所得稅法の改正
- 其の八 獨逸農民層創出政策
- 其の九 大都市疎開と小ジードルンクの助成

### 其の四 婚姻及び出産獎勵政策

人口増殖政策の最も本格的なるものが婚姻、特に出産の助成にあるは事新しく説くまでもない當然の話だが、晩婚と出産の制限とを餘儀なくする現下の社會生活の實情は婚姻及び出産の獎勵助成に種々の方策を講ずる必要をいよゝ痛感せしめるといへよう。その點ナチスの婚姻貸付金制度はこの種婚姻及び出産助成の一方式として諸國に先鞭をつけたもので、ナチス人口政策中最も著名なものであるばかりでなく又最も成功せるものの一に算ふべきものである。その具體的方法の如何は國情により一概に論じ難いが、婚姻當事者が結婚費用の支辨に難澁する場合の多い現在その趣旨は確かに當を得たものといつてよいかと思ふ。

#### 一、『婚姻助成法』、或は婚姻貸付金制度

婚姻貸付金制度 *Ehesstandsdarlehen* は一九三三年六月一日公布を見た『失業緩和法』の第五章(「婚姻の助成」*Förderung der Eheschließung*)により制定され、同年八月一日より實施されたものであるが、右の事情にも明らかなる如く、婚姻の助成は當時六百萬(非登録者を加へると七百萬)を算した大失業者群減少策の一部として職場の婦人を家庭に還すことをその一面の理由として行はれたもので、その後ナチスの經濟政策が失業緩和に成功し、一九三六年には失業者數約百萬、之は殆んど勞働不能人口と轉業等による一時的失業者人口と見てよく、事實この年を以て失業救濟策は勞務動員策へ一轉するの盛況を見るに到つたが、婚姻助成法も亦之に伴ひ失業緩和策の一環たる役割を揚棄して純粹の人口政策的立法として獨立するに到つたといつてもよく、三七年の婚姻助成法中第三次改正法律の一部改正規定は妻の職場放棄の強制的性質を緩和することによつて従來の失業緩和策たる性質を清算したものと云へよう。三次の改正法律及び前後七回に互る施行令による度々の補足と改正に互り本制度の概要を摘要すれば概ね以下の如くである。

**資格及必須條件** 本制度は右の如く失業緩和策の一部を兼ねる立て前から本貸付金の交付を受ける爲には妻たるべき者が過去に於て一定期間被雇傭關係に在りたる者たるを要し、且つ結婚後の妻は右被雇傭關係を放棄することを必須條件としてゐたが、三七年の第三次改正法律は右妻の職場放棄の條件の強制的性質を緩和するに到つた。但し妻たるべき者は過去に於て一定期間被雇傭關係にあつた者でなければならぬといふ規定は一貫して本貸付金交付の爲の前提として堅持されてゐるので、我々は之を以て本貸付金の交付を受ける爲の夫婦の資格要件と見ることができよう。所得又

は財産關係の規定がないので、言はゞ之によつて資格者の範圍を大きく限定してゐるわけである。

右資格及び必須條件規定の變遷の跡を見ると、三三年六月一日公布の最初の法律では「妻タルベキ者ハ一九三一年六月一日ヨリ一九三三年五月三十一日マデノ期間内ニ於テ少クトモ六ヶ月間國內ニ於テ被雇關係ニ在リタル者」(但し「目上ノ親族ノ家事又ハ事業ニ於ケル從業ハ」)右の「意味ニ於ケル被雇關係ニ該當セザルモノトス」となつてをり、また妻たるべき者は遅くとも結婚と同時にその被雇關係を放棄し且つ夫の月收一二五マルクを超ゆる限り(三四年三月二八日公布の改正法律によれば失業手當交付規則所定の意味に於ける要救護者に非ざる限り)而して貸付金の完済せらるゝに到らざる限り再び被雇關係者としての活動を爲さざることを要する旨明記されてゐる。

その後なほ本制度實施に先立つて公布されてゐる數次の本貸付金交付に關する施行令は右規定に更に種々の補足を行つてをり、第二次施行令(三三年七月二十六日公布)は右最少六ヶ月の被雇關係の存立すべき期間を更に過去に遡つて一九二八年六月一日以降に擴張せる外、また一九三二年六月一日より一九三三年六月三日迄の間に結婚せる最近の既婚者に對してもその妻が現在少くとも六ヶ月に互る被雇關係にある場合はその職場の放棄を條件として貸付金を交付する旨規定してゐる。更に第三次施行令(三三年八月三日公布)は右既婚者の場合の最少六ヶ月被雇關係規定を未婚者の場合と同様一九二八年六月一日より三三年五月三十一日までの期間内に存在すればよい旨改正してゐる。又同じく右第三次施行令は目上の親族の家事若くは事業に従業せる者の場合にあつても若しこの被雇關係の放棄によりその代りとして他人が雇備されることとなつた場合は同じく本貸付金の交付を受け得ることとせらるゝに到つた。

以上が本制度實施當時の該當者資格要件であるが、三三年十二月二日公布の第四次施行令は右第二次及び第三次施行令による擴張規定を(親族の家事及び事業從業者に關する規定を除き)一括廢棄するに到つてゐる。即ち最初の法律所定の形に還つたわけである。

が一九三五年一月二十四日公布の第二次改正法律は妻たるべき者の被雇期間を九ヶ月に改正すると共に右要被雇關係の過去に於て存立すべき期間に關する規定についても亦從來の何年何月何日より云々といふ限定法を廢止して之を一般化し、「妻タルベキ者ハ申請ニ先立ツ過去二ケ年中少クトモ九ヶ月間國內ニ於テ被雇關係ニ在リタル者」と改正してゐる。從前の規定に於ては該當資格者の範圍は年と共に減少してゆくわけであるから、右規定の一般化はナチス政府當局が本制度を今後も永く施行してゆくの決心を固めたことを意味すると解釋することもできよう。一九三七年十一月三日公布(同年十月一日發效)の第三次改正法律も右規定をそのまま踏襲して現在に及んでゐる。たゞ右第三次改正法律は前述の如く勞働市場改善の實情に伴ひ妻の被雇關係放棄義務の緩和を行ひ、貸付金の返済率(毎月最初の元金の百分の一)を(百分の三)に高めらるゝならば妻は續いて被雇關係を持續し若くは貸付金完済前に再び被雇關係に入ることを許さるゝに到つた。

**禁止條件** 一九三三年六月二十日公布の(第一次)施行令の明記する申請拒否の諸條件は次の如くである。(申請者が獨逸國民たるべきことは法文中に明記あり)。

- (イ) 夫婦ノ一方公民タルノ名譽權ヲ有タザルトキ
- (ロ) 夫婦ノ一方ソノ政治的志向ヨリ見テ常ニ遲退ナク民族的國家ニ奉仕スル者ト認メ難キトキ

(ハ) 夫婦ノ一方遺傳的ナル精神的若クハ身體的疾患ヲ有シノ婚姻ハ民族共同體ノ利益ニ反スト思考セラルトキ

(ニ) 夫婦ノ一方又ハ雙方ノ前歴若クハ世評ガ當該夫婦ノ貸付金返済義務ノ履行ヲ期待セシメ難キトキ

更に第二次施行令は次の一項を加へてゐる。

(ホ) 夫婦ノ一方申請時ニ傳染病若クハソノ他ノ生命ヲ危殆ナラシムル疾患ニ患レルトキ

尙、第三次施行令は敍上の諸要件の凡ての充足されざる場合に於ても本貸付金の交付により失業緩和法の目的が達せられ且つその貸付金が所定の財源より支辨し得る限り例外的に之を許可し得る権限を大藏大臣に與へてゐる。

**貸付金額と貸付方法** 貸付金額は最高一、千マルク、實際の貸付額は當人の身分と各地方の慣行に従ひ新世帯の整備に要する費用とを斟酌の上、一、百マルクを單位とする適當の金額に決定せられる。(實施成績より見ると平均概ね六百マルク程度)。

右貸付金は現金を以てせず**需要充足券** Bodarischeckungsschein 即ち一種の購買證券を以て交付せられる。本貸付金の需要充足券は本券收受の許可ある特定の店舗に於て家具、被服、下着類の外、世帯の整備に必要な物品を購入する爲にのみ使用せらるゝものであるが、第七次施行令(三十七年三月十日公布)は之を獨逸婦人事業協會の經營する獨逸國母の學校の授業料として使用することを許す旨追加してゐる。本券の發行單位は初め一〇及び一〇〇マルクであつたが、第四次施行令(三十二年十二月三日公布)は之を一〇、二〇、五〇及び一〇〇マルクの四種類に改正してゐる。現金による釣り銭は一マルク以内。本券の使用に當つては裏面所定の個所に住所姓名を記入するを要し、之を

收受せる店舗も亦裏面所定の個所に右の者に對し表記價格の所定の物品を販賣せる旨證明して之を所管稅務局金庫に持參し現金に引換へ得ることになつてゐる。本券は之を他人に讓渡することを得ず又貸付金受領者に於ても店舗に於ても抵當として差し押へらるゝことがない。

尙、本貸付金は夫に對して交付されるものであるが、夫婦財産を別にして生活する旨報告せる者の場合に於ては、雙方に對し半額づゝ與へられることとなる。

**貸付金の性質及び返済規定** 本貸付金は無利子であり、返済率は毎月最初の貸付總額の百分の一、但し第三次改正法律の改正規定により妻が結婚後も引續いて被雇關係にあり若くは貸付金完済前に再び被雇關係に入る場合は百分の三(但し妻の労働日が月の半數に満たざる場合及び大藏大臣の特に許可する場合を除く)。返済義務は貸付金供與後に來る四年半季と共に初まり、夫の雇主をしてその賃金若くは俸給支拂の際之を留保して別納せしむるを原則とす。即ち其の徴收法は源泉課稅たる勞賃稅と同じわけである。尙、夫婦は一體として返済の義務を負ふ。

**返済免除及び猶豫規定** 本貸付金は一出、生毎に最初の貸付總額の百分の二、五、宛返済義務を免除せられ、且つ申請により右出生後、一ケ年間毎月の返済義務を猶豫せられる。即ち婚姻助成に兼ねて又出産獎勵策たる意義を有つ所以であるが、この重要規定は法律の本文中にはなく最初の施行令に於て明記されてゐるものである。尙ブルグドゥルファーは右返済義務猶豫期間を二ケ年とすべしとの意見を公表してゐるが、未だ實現を見ないようである。

**農村人口に對する恩典** 一九三八年七月七日公布の『農村人口助成令』 Verordnung zur Förderung der Landbevölkerung は本貸付金に關しても農

村居住者に對する特別の恩典規定を制定するに到つたが、之により少くとも夫婦の一方が婚姻に先立つ最少五ヶ年中断することなしに農業者、林業者若しくは農村手工業者であつた場合には貸付金の返済義務は申請により最大十ヶ年に限り無利子で猶豫されることとなり、且つ右十ヶ年の返済猶豫期間中夫婦の一方が中断することなしに農、林業若しくは農村手工業に従事せる場合には貸付金全額（本令發效前に交付されたる貸付金に就てはその未返済額）の返済義務そのものも亦免除されることとなつてゐる。（勞働奉仕若しくは兵役義務により發生したる中断、その他病氣若しくは營業不能による一時的中断は差し支へない。）

**申請の提起、検討及び決定その他** 本貸付金交付に對する申請は戶籍役場へ婚姻豫約の届出の後婚姻に先立つてなすことを得、貸付金の供與は婚姻の後初めて行はれる。申請は夫の居住地の市町村に對して行はれ、市町村はその適否を検討の上、拒否の場合は理由を明示することなしに却下、認許の場合は更に貸付金額を決定の上申請を當該夫婦の將來居住する地方の所管稅務局に回付、稅務局その最後の決定をなし所定の決定證によりその旨申請者に通告する。申請者は右決定證並に婚姻證明その他所要の書類と引換へに稅務局金庫より貸付金の供與を受けることとなる。

本法所定の被雇關係については雇傭者の證明を必要とし、申請の眞偽につき疑義ある場合は疾病金庫の證明書を提出せしめる。又被雇關係の放棄については妻たるべき者が申請時に既に被雇傭者たることを認め居る場合は申請用紙所定の個所にその旨記入せらるゝ證言を以て足り、申請時に猶ほ被雇關係を放棄し居らざりし者に於ては貸付金供與に際し既に右關係を放棄せる旨の最後の雇傭主の證明書を提出せしめる。

**財源** 本制度施行に所要の費用は最初は「婚姻助成稅」Eheschaftssteuer

ナチス民族人口政策摘要

なる新獨身稅（後説）によつて賄はれたが、第二次改正法律（三十五年一月二日）は之を廢止、前年の所得稅法改正に伴ひ所得稅收入の一部より之を支辨することとし、一九三五年一月以降所得稅收入中より毎月千二百五十萬マルク（即ち年一億五千萬マルクとなる）が本制度施行の爲の國庫特別財源に繰入れらるゝこととなつた。その後多子家族への兒童扶助金制度（後説）の制定せらるゝに及び右國庫特別財源は一九三八年四月一日公布の『失業緩和法中改正法律』に依り新たに「婚姻貸付金及び兒童扶助金の爲の國庫特別財源」と改稱せられ、一九三七會計年度以降所得稅の國庫收入分より毎年二億マルクを之に繰入るゝ旨規定された。が翌三九年八月一日公布の『婚姻貸付金及び兒童扶助金の爲の國庫特別財源繰入高引上げの爲の法律』は右繰入高を一九三九年會計年度以降毎年二億五千萬マルクとなす旨改正してゐる。尤も右金額の全額が一年度の實豫算額となるわけではなく、又右財源中より時には住宅助成等に流用せらるゝ例がある反面、婚姻貸付金の返済額は現在本財源に繰り込まれることになつてゐる。又兒童扶助金制度施行費の一部は全國失業保險局の掛金より支辨されてゐるものであるが（年二億七千萬マルク、後説）、右兩財源の合算額を以てナチス人口政策中の一大制度の所要經費の大略の目やすと爲すことができようかと思ふ。

**實施成績** 本制度の實施成績につき獨逸統計局の公表になる主要數字を掲ぐれば以下の如くである。

婚姻貸付金の累年貸付及返済免除件數	貸付件數		免除件數	
	舊領域内	現領域内(1)	舊領域内	現領域内(1)
一九三三年	一四一、五五九	—	一三六、〇〇〇	—
(八月—十二月)	—	—	—	—
一九三四年	二二四、六一九	—	二一九、九六一	—
一九三五年	一五六、八三三	—	一五五、〇六九	—

一九三六年	一七二、四六〇	一八六、六九四	—
一九三七年	一八三、五五六	—	二二二、五三三
一九三八年	二四三、六六一	二五七、二六二	二七二、四九八
一九三九年	二七〇、九一九	三二〇、五九九	三二八、八四八
一九四〇年	二二二、六六四	二四九、七六二	三四二、四四〇
			三六七、〇一九

計 一、六二四、二九〇 一、六九五、六三九 一、六四一、六五三 一、六八〇、九三九  
 (1) ポヘミア及モラビア兩保護領、オイベン・マルメチ及び新附の東部地方を除く。

全婚姻及出生に對し貸付結婚の占むる割合(一九四〇年)

全 國(1)	貸付結婚	貸付結婚の出生
舊領域内	三四・二%	一一・三%
舊壤太利	三六・二%	一四・四%
ズデーテン獨逸地方	二五・五%	一一・〇%
メーメル地方	二〇・四%	七・四%
舊ダンチヒ自由市	二八・七%	八・一%
(1) 前後に同じ	一六・八%	七・一%

全婚姻に對する貸付結婚の割合累年比較(舊領域内)

年 次	婚姻百に付婚 資貸付件數
一九三九年	三五・一
一九三八年	三七・八
一九三七年	二九・七
一九三六年	二八・一
一九三五年	二四・一
一九三四年	三〇・七
一九三三年	二二・二

又、本制度實施後より一九三五年末までの婚姻對出生(死産を含む)の割合を所謂貸付結婚と然らざるものとに分ちて比較せるものは次の如し。

貸付結婚 婚姻一〇〇に付 出生五九(指數一〇〇)  
 然らざるもの // 四〇( // 六八)

二、伯林市の名譽名親制度

多産獎勵方策の一つとして異色ある者は一九三四年の制定になる伯林市の名譽名親制度 *Ehnenpatenschaft* で、之は世界的寡産都市として惡名高い同市の考案になるものとして且つ特に其の制度規定に面白いものがある。即ち本制度は道德的にも人種的にも異議のない家族で既に二人の子を有ち、更に第三又は第四子を生もうと欲する場合その旨之を申請せしめ、出願後二ケ年以内(但し法定最少妊孕期間以上)に之を生みたる時その子に對し扶助金を交付するといふ仕組で、扶助金額は出生後の第一年は毎月三〇マルク、第二年目より第十四年目までは毎月二〇マルクである。専ら經濟的理由からくる産兒制限への一対策として興味あるものといへよう。本扶助金は該當家族が伯林市を去りたる後にも引續き給付されるもので、その點都市疎開政策と歩調を合せてゐるわけであり、他而本制度の恩惠享受の爲に同市に來る者を防止する爲の規約もある。尙、本扶助金は他の扶助金とは全く無關係に併給されるもので、且つその給付に當つては制度の名の示す如く特に儀式的な給付方法が行はれるといふ。(其の後シュツトガルト市も亦ベルリン市の制度に倣つてゐる)。

伯林市に於ける本制度の實施成績を見ると、一九三四年四月一日より翌三五年六月三十日までの出願件數二一八一(内、第三子分一、七五一即ち八〇%、第四子分三九〇即ち四〇%)、他の四〇件は反則の出願、右の内採擇されたるもの四四八件、審理中八一〇件、却下九二三件、却下理由中の四分の一は遺傳學的見地より助成し難きもので占めてゐる。

三、新離婚法の制定

一九二八年七月六日に公布を見た『婚姻法』 Gesetz zur Vereinheitlichung des Rechts der Eheschließung u. der Ehescheidung im Lande Österreich u. im übrigen Reichsgebiet od. Ehegesetz 中特に離婚法に關する新规定も亦一種の婚姻、特に出産助成策の一部としてナチス人口政策中特に異色あるものとしてよい。本法は婚姻を當事者個人間の利益契約關係として取扱つてゐた舊來の自由主義的立法精神を新しき國民社會主義的婚姻觀を以て置き換へたと稱せられるもので、民族協同體の根基たる婚姻とまた家庭とをその本來の本質に相應しい生活共同體として取扱ふことを目的としたものである。婚姻の國民社會主義的本質に相應しい生活共同體とは碎いて言へば結局出産奉公の一事に歸着するわけで、新離婚法とはかゝる婚姻の本質に副はざるに到つた夫婦を、舊民法典の規定するが如き姦通その他の犯罪的理由を伴ふことなしにも、單にそれだけの理由を以て離婚し得ることにしたもので、それが新しい幸福な婚姻生活に新しい出産奉公の途を拓かせようとするものであるはいふ迄もない。新離婚法はその立法の根本精神に於いて Verschuldungsgedanken から、 Zerrüttungsgedanken に移行したと稱せらるゝ所以であるが、併し舊民法典所定の種々の離婚理由も概ね續いて採用されて居り、第四十七條には姦通を、第四十八條には生殖の拒否(新離婚法により獨立の理由として明示)を、第四十九條には其他の重大なる過失或は不名譽又は非道德的なる行爲を離婚理由として擧げて居り、その他の理由としては更に第五十條に精神的障害に基く擧動を、第五十一條に精神病を、第五十二條に傳染病若は思ふ可き疾患を、第五十三條に不妊症を擧げてゐるが、更に之らの理由と並んで新規に第五十五條として「婚姻關係ノ深刻ニシテ匡救シ難キ破滅ノ結果」 infolge einer tiefgreifenden unheilbaren Zerrüttung des ehelichen Verhältnisses 同棲生活の解體せる場合を離婚理由として掲ぐ

るに到つたもので、言はゞ舊來の過失理由その他と新しい離婚理由との二本立ての立て前をとつてゐるといへよう。所謂第五十五條の法文を掲ぐれば次の如くで、

第五十五條 同棲生活ノ解體

(一) 夫婦ノ同棲生活ガ三ケ年以上停止セラレ且ツ婚姻關係ノ深刻ニシテ匡救シ難キ破滅ノ結果婚姻ノ本質ニ相應セル共同生活ノ期待シ難キトキ、夫婦ノ一方ハ離婚ヲ望ムコトヲ得

(二) 離婚ヲ望ム配偶者ガ家庭生活ノ破滅ノ全部的若ハ主ナル責任者ナルトキハ他ノ配偶者ハ離婚ヲ拒否スルコトヲ得。但シ婚姻ノ本質竝ニ兩配偶者ノ全擧動ノ正當ナル評價ニヨリ婚姻ノ持續ヲ道德上正當視シ得ザルトキハ離婚ノ拒否ハ無効トス

考へ得べき凡ゆる事情に用意した廻りくどい法律文的表現であるが、既に價値のない婚姻を成る可く離婚させようとする趣旨であるはいふ迄もない。尙、本法制定に先立ちその審議に當つた委員會は人倫上又は國家の爲に必要なりと認められる場合は當事者の意志如何に拘らず檢事の上告により離婚せしむることを得るよう建議してゐるが、この建議のみは採用されるに到らなかつたといふ。とはいへ新離婚法制定の精神の一端を察するに足らうと思ふ。

尙、本法が奥太利及び其他の地方の婚姻及び離婚法統一の爲の法律と稱される所以は教義上正式に離婚を許されない舊奥太利に於けるカトリック教徒間の錯雜せる婚姻關係を清算する爲の諸法規を含んでゐるからで、(その詳細については本誌第一卷第九號彙報欄所載ナチスの新離婚法と一九二八年の離婚統計参照)、本法により非合法的な多數の事實婚の殆んど凡ては正式の法律婚として認容されるに到つた。特殊事情にある右舊奥太

利その他その後の新領土の分を除き舊領土内に於ける本法施行の實績を一  
九三九年度の離婚統計に見ると次の如くで、

離婚總數 六一、七八九件

内、第五十五條に依るものを除く件數 四八、四三六件(内七件は外  
國法に依る)

特に第五十五條に依るもの 一三、三三三件(二一・六%)

即ち第五十五條に依る離婚件數は總離婚件數の五分の一を超えてゐる。

右第五十五條に依る離婚の内、夫の側からの申請によるものは其の七七%、  
妻の側からのものは一九・二%、双方よりのもの三・九%。夫の側からの申  
請が多いのは離婚後の生活保障がより確實であるからであると獨逸統計局  
は解釋してゐる。

又、第五十五條に依る離婚中全然有罪宣告を伴はざるものは五、九二九  
件で其の四四・四%に當つてゐる。

新離婚法の實施(三八年八月一日以降)後に見る離婚率の増加が殆んど右第五十五條に  
依る離婚の爲であることは次表に見る如くで、三八年度も三九年度も特に  
第五十五條による離婚を差引いてみると其の離婚率は決して高くなく三  
四—三六年度に較べると却つて低い位である。

累年離婚數及離婚率(舊領域内)

年次	夫婦數	離婚數	夫婦數千に對し離婚	
			總計	内第五十五條によるもの
一九三二年	一四、一九八 <small>千</small>	四二、二〇二	二九・七	—
一九三三年	一四、三一七	四二、四八五	二九・七	—
一九三四年	一四、七一九	五四、四〇二	三七・〇	—
一九三五年	一五、〇三八	四九、七八五	三三・一	—
一九三五年	一五、二一九	五〇、二五九	三三・〇	—

一九三六年 一五、四六三 五〇、三三七 三二・六  
一九三七年 一五、六九四 四六、七八九 二九・八  
一九三八年 一五、九三六 四九、四九七 三二・一  
一九三九年 一六、一二三 六一、七八九 三八・三 八・三

又、婚姻持續期間別の集計は次表の如くで一九三三年以前に結婚せる夫  
婦(即ち婚姻持續期間七年以上のもの)の三九年度離婚率は第五十五條に依  
る離婚を差引いてみると僅小の例外を除き殆んど前三八年度の同様第五  
十五條に依るものを差引ける離婚率に等しい。右事實は三九年度の對前年離  
婚増が第五十五條の適用によるものであることを更に明らかにするのみな  
らず、又新離婚法の效用を間接に實證するものともいつてよ。

婚姻持續期間別離婚率(夫婦一萬に付)(一九三三—三九年度比較)

婚姻持續期間	一九三九年		一九三八年		一九三七年	
	總計	内第五十五條	總計	内第五十五條	總計	内第五十五條
〇年	三・五 <sup>(1)</sup>	—	三・一 <sup>(1)</sup>	—	三・一 <sup>(1)</sup>	—
一—二年	二九・八	—	二八・二	—	二七・七	—
二—三年	五〇・三	—	四七・三	—	五四・一	—
三—四年	五六・九	〇・五	五八・六	〇・二	六〇・七	—
四—五年	六三・〇	三・一	六一・九	〇・七	六三・二	—
五—六年	六四・四	四・二	六〇・九	〇・八	六三・七	—
六—七年	六二・四	四・四	六四・五	一・一	五九・八	—
七—八年	六四・一	六・三	五八・五	一・三	五〇・九	—
八—九年	五九・二	七・一	四九・八	一・一	五〇・四	—
九—十年	五四・九	七・三	四九・四	一・四	四六・二	—
一〇—十一年	五一・二	六・九	四五・五	一・四	四三・四	—
一一年—十二年	四七・九	七・五	四一・四	一・一	四一・一	—
一十二年—十三年	四四・三	八・一	三八・六	一・九	三七・八	—
一十三年—十四年	四三・〇	九・六	三四・六	一・六	三五・四	—

一四年	四二・三	九・六	三三・一	一・八	三一・八
一五年	四〇・七	一〇・九	三三・四	二・一	二七・五
一六年	三九・九	一一・五	二七・八	一・六	二五・九
一七年	三六・五	一〇・八	二五・八	一・五	二三・二
一八年	三五・〇	一一・三	二四・〇	一・六	二二・一
一九年	三一・九	一一・一	二三・一	一・七	二五・五
二〇年以上	二三・〇	一二・七	一〇・六	一・五	九・〇

(1) 該當年の婚姻一萬に付

又、第五十五條に依り離婚せる夫婦の婚姻持續期間並に妻の年齢別集計は次の如くで、半數(五〇・三%)は婚姻持續期間二十年以上のものであり、又その五分の三(五九・五%)は妻の年齢四十五歳以上のものになつてゐる。特に後の數字は新離婚法の實際的效果を期待せしむるに充分でないが、併し男の方にはなほ再婚による出産報國を期待し得ると獨逸統計局は説明してゐる。

第五十五條に依る離婚の妻の年齢別集計(舊領土内) 一九三九年

妻の年齢 (首現在)	婚姻持續期間(年)		計	百分比
	三一九	一〇一—一九		
二五歳未滿	九三	—	九三	〇・七
二五—三〇歳	四六七	六五	五三二	四・〇
三〇—三五歳	五〇九	四八四	九九三	七・四
三五—四〇歳	二九三	一一九一	一六三〇	一二・二
四〇—四五歳	一七五	一三七二	二、一六五	一六・二
四五歳以上	二五二	一、六二九	七、九四〇	五九・五
計	一、七八九	四、八四一	一三、三三三	一〇〇・〇
百分比	一三四	三六・三	五〇・三	

尙、一九三八年度の離婚統計により婚姻持續期間八年乃至十七年の離婚夫婦の出生兒數別集計を見ると次の如く、第五十五條に依る離婚夫婦が人口増加に寄與する所特に尠いことを示してゐる。

婚姻持續期間八乃至十七年 離婚夫婦の出生兒數別集計(舊領土内) 一九三八年

出生兒數	第五十五條を除く		第五十五條	
	件	%	件	%
〇	七、〇六六	四〇・二	四一〇	五五・五
一	五、三五一	三〇・四	二二二	二八・七
二	三、〇五七	一七・四	八七	一一・八
三	一、二七八	七・二	二四	三・二
四	四八九	二・八	三	〇・四
五以上	三四八	二・〇	三	〇・四
計	一七、五八九	一〇〇・〇	七三九	一〇〇・〇

其の五 多子家族保護政策

婚姻及び出産獎勵政策と表裏して人口増殖政策を完全せしむるのは廣く家族負擔均衡政策と呼べるものであるが、その内多子家族に對する扶助金交付その他種々の恩典の供與はその方法及び效果に於て最も直接且つ判明なるものである。特に獨逸に於ける多子家族への兒童扶助金交付の制度は上掲婚姻貸付金制度と並んでナチスの所謂人口政策的諸施設中の二本の大黒柱をなすものといつてよい。

一、多子家族への兒童扶助金交付制度

既に婚姻貸付金制度の制定に際しその財源餘剰は之を多子家族への兒童扶助金交付に振り向けることが豫定されてゐたもので、當時は一九三九年に實現される豫想であつたが、早く一九三五年九月十五日に公布を見た『多子家族への兒童扶助金公布令』Verordnung über die Gewährung von



Kinderbeihilfen an kinderreiche Familien は同月二十六日公布の同令『施行規則』と併せて多子家族に對し一子當り百マルク以内一家族當り一千マルク以内の一時金を「一回限りの兒童扶助金」 einmalige Kinderbeihilfen として交付する制度を制定するに到つた。但し多子家族扶助の眼目はかゝる一時金交付によつて満足さるべきものではなく、翌三六年三月二十四日公布の『改正令』竝に同日公布の『第三次施行規則』は第五子以降一子當り金十マルクの「繼續的兒童扶助金」 laufende Kinderbeihilfen 交付の制度を加へ、多子家族の家族負擔均衡の目的を多少とも効果ある形に於て初めて實現するに到つた。又、同年六月十日公布の『第四次施行規則』は上掲一回限りの兒童扶助金を特定の場合に限り「ジードリンクの爲の兒童扶助金」 Stütungs-Kinderbeihilfen として交付する途を拓いてゐる。三七年八月三十一日公布の『第六次施行規則』は從來の諸施行規則を一括廢棄の上改めて敍上の諸制度を更に完備せる諸規定の下に補正してゐるが、翌三八年三月十三日公布の『第七次施行規則』は上掲繼續的兒童扶助金に加へて更に別種の「擴張されたる繼續的兒童扶助金」 erweiterte laufende Kinderbeihilfen 交付の制度（第三子以降に一子當り毎月金十マルク宛）を制定して多子家族保護をいよいよ全からしめてゐる。右施行規則は右の外また「教育扶助金」 Freistellen u. Ausbildungsbeihilfen 交付の途をも拓いてゐるが、同年六月一日公布の『第八次施行規則』は特定の多子家族に對する「住宅整備扶助金」 Einrichtungsbeihilfen 交付の途を講じてゐる。最後に同年十二月二十日公布の『第九次施行規則』は上掲一回限りの兒童扶助金を翌三九年以降は原則的には専らジードリンクの爲の兒童扶助金としてのみ交付する旨改正してゐる。現行法規は第七次施行規則の改正規定の形に於ける第六次施行規則を主内容とし、之に其後の追加及改正を加へて實施せられてゐるわけで、右現行法規

によりナチス兒童扶助金制度の大略を摘要すれば概ね以下の如くである。

### 一回限りの兒童扶助金

本扶助金交付の制度は一九三五年九月十五日公布  
十月一日發效の『多子家族への兒童扶助金交付令』により制定されしもの、該當多子家族に對しその該當子女一人當り各百マルク以内、但し一家族當り最高一千マルク以内の扶助金を需要充足券を以て交付。本扶助金交付の後に出生せる子女に對しては右一家族當りの最高額の猶ほ達せられざる限り追交付せられる。本扶助金交付を受くる爲めの諸要件は次の如くである。

一、満十六歳未満の子女（繼子女及び養子女を含む、扶養者が當該子女によつて所得税法所定の兒童控除若は所得税輕減を受くべき者なる場合にあつては右子女、繼子女及び養子女の子孫、竝に養育子女及び其の子孫をも含む）四人以上を含む家族なること。但し右子女は扶養者が少くとも部分的にも其の扶養又は教育に實際盡力してゐるものでなければならぬ。

二、兩親（繼父母、養父母又は養育父母を含む、以上同之）は獨逸又は之と同種血統の獨逸國民でなければならぬ。繼父母等の場合は本要件の充足は當該子女の實父母についても亦必要とせられる。

三、兩親は公民たる名譽權を所有し、且つその行動より見て誠心獨逸民族及び國家に奉仕せんことを欲し又奉仕し得る者と認定し得るものでなければならぬ。

四、兩親の經歷、世評及び社會的行動は扶助金が一家の經濟狀態の改善に費消せらるゝものと期待せしむるに足るものでなければならぬ。

五、當該家族にはその子女の助成が遺傳學的理由より望ましからずと思考せしむるが如き何らの重大なる健康上の疑惑の存せざることを要する。但し繼父母、養父母、養育父母に於ては本要件充足の必要はない。

六、扶養者の現在の所得及び財産状態は多子家族世帯に相應せる一家の整備に必要な物品を自ら調整し難き状態にあるものであることを要する。

但し死離別により両親の一方が家族内に居ない場合は、その者については右諸要件は第二乃至第五を以て足り、又、私生子女の場合にあつては、その父が明確に確定し得るものである限り、その父は右第二乃至第五の諸要件を充足するものであるを要する。

また右全要件の充足せられざる場合に於ても大藏大臣（又は大藏大臣よりその権能を委託されたる税務局）は例外的交付を爲す権能をもつてをり、この種規定は以下の諸扶助金の場合に於ても同様である。

本扶助金の需要充足券「児童扶助金の需要充足券」は十及び五十マルクの金額を以て發行せられ、家具（寢室及び臺所用品）、世帯道具（簡易なる世帯の整備に必要な物品）、下着類（本絹を多分に含まざるものに限る、靴下及びズボン、竝に下着用及ズボン用の布地を含む）を所定の店舗に於て購入するに役立つ。但し申請により搾乳用の牛、山羊、羊を管區農民指導者の異議を挿まざる販賣者より購入する用に充てることもできる。本券使用上の諸規定については婚姻貸付金の場合と概ね同じ。

市町村への申請の提起その他扶助金交付に到る迄の手續き等も大同小異だが、申請資格者は子女の法定代理人又は父母中事實上その扶養に當る者であり、申請には子女の出生證書及び右子女の父母竝に祖父母の婚姻證書保健局の證明書（或は所定の之らに代るべきもの）を添附するを要する。市町村が申請を拒否したるときは申請者は所管税務局の決定を申請することのできるることになつてゐるのは所得及び財産關係の要件がある爲と考へられる。

尙、本「一回限りの児童扶助金」は前述の如く第九次施行規則により一九三九年一月一日以降は原則的には後掲「ジードルンクの爲の児童扶助金」としてのみ交付せらるゝこととなり、たゞ「繼續的児童扶助金」又は「擴張されたる繼續的児童扶助金」の孰れをも交付せられ得ざる場合に限り與へらるゝこととなつた。

**ジードルンクの爲の児童扶助金** 一九三六年（六月十日公布）の第四次施行規則により制定されたるもの。前項「一回限りの児童扶助金」交付の爲の諸要件を充足する扶養者が國家の勸奨する小ジードルンクの移住候補者若しくは移住者であるか、或は獨逸農民層創出に關する法規により助成せらるゝ農地の所有者であるか、或は四ヶ年計畫の關係法規によりその自宅建設を助成せらるゝ農村労働者若しくは農村手工業者である等の場合、その旨の關係營團又は官廳の證明書を提出すれば、「一回限りの児童扶助金」は特に「ジードルンクの爲の児童扶助金」として交付せられ、表に青色のS字を押されたるその需要充足券は小ジードルンク、農地及び自宅の經理資金の一部として、或は（勞力及び資材供給の途あるときは）居間若しくは作業場の増築又は作業設備の新設費として、或は特に申請により移住地に於ける家畜飼養に必要な小牛又は豚を（所管管區農民指導者の異議を挿まざる販賣者より）購入する費用として之を使用することができる。

**繼續的児童扶助金** 一九三六年（三月二十四日公布）の第三次施行規則により制定されたるもの。満十六歳未満の子女五人以上を含む家族に對し第五子以降每一子につき毎月金十マルクの現金給付を行ふもので、本扶助金交付の爲の諸要件は上掲一回限りの児童扶助金の場合と殆んど重複する所が多いが、主要なる相違點を示せば次の如くである。

一、家族を含む満十六歳未満の子女数は五人以上でなければならぬ。

その他の明細規定は前に同じ。

但し第七次施行規則は右年齢規定に關し、當該子女が就學中であるか若くは職業見習中の者であり、又は永く就業不能なる者である場合、且つ右子女が月三十マルク(第九次施行規則は之を四十マルクと改正)の所得を有たざる場合に於ては滿十六歳を超越するも滿二十一歳まで、該當子女として算へる旨改めてゐる。

又同じく第七次施行規則は寡婦、離別せる妻、獨身の婦人、孤兒を扶養する者に對しては該當子女五人未滿の場合に於ても其の一子に對し本扶助金を交付することとしてゐる。但し三人以下の場合には貧困の爲に特別の必要ある場合に限る。更に第九次施行規則は盲目なる、又は所得能力八五%に低下せる、又は救護手当、特別不具者手当若くは勞働不能者年金を受くる等の夫を有つ妻をも右特別交付の範圍に追加してゐる。

二、兩親の國籍及血統

三、兩親の公民名譽權

四、兩親の經歷世評等に關する規定はすべて前に同じ。

上掲第五項の家族の遺傳病的健康狀態に關する規定は之を缺き、扶養者の生活程度に關する規定は特に詳しい。即ち

五、兩親若くは之に代りて子女を扶養する者の所得は扶助金交付を得くる子女の諸収入をも加へて前曆年度に於て五十マルク未滿を切捨て八千マルク以下でなければならぬ(節約化され且つ引上げられた第七次施行規則の改正規定による)。離別せる夫婦の一方に屬する収入は之を加算しないが、兒童扶養費として仕送りのある場合は右仕送り額は加算せられる。又

六、父母若くは之に代りて子女を扶養する者の財産は同じく該當子女の分をも加へて五萬マルク以下でなければならぬ。但し第六子以降、每一子毎に一萬マルクを遞増。私生子女の場合はその父の財産は問題とならない。又離別せる夫婦の一方に屬する財産については右財産がその者の死後該當子女の相続すべきものである場合にのみ問題となる。尚、次に掲ぐる如き場合に於ても大藏大臣の權能により本扶助金の交付は例外的に許可せられる。即ち

(イ) 兩親又は其の一方が獨逸國民に非ざる時

(ロ) 家族と永く別居して生活せる父若くは母が上掲第三及び第四の要件を充足せざる時

(ハ) その夫と永く別居して生活せる既婚婦人が扶養すべき該當子女五人未滿の時

(ニ) 家族の所得關係認定の基準期間たる前曆年度に於ては其の所得は所定の額を超えてゐたが、その後にはける所得若くは諸取得の根本的なる減少の爲め當該家族が特別の困窮状態にある時

申請の提起その他については前に同じ。申請拒否の場合その理由を明示せざることも前と同様だが、但し拒否の理由が金錢關係にある場合はその點を告知せられ且つ上訴手段についても教示せられる。また本扶助金は常にその都度申請により給付されるもので、長期に互る扶助金交付の申請については税務局金庫は適宜に之を分割支給する。

又、本扶助金は現金給付であるが、本扶助金交付の請求權は、需要充足券の場合と同じく、他人に讓渡し得ず又抵當として差押へらるゝこともない。但し第七次施行規則は訴訟提起に先立つ最近二ヶ月分の滞納家賃に關する場合については例外を認むる旨規定してゐる。

尙、最後に注意すべきは本扶助金は官吏、國防軍兵士及びその他の『公務労働制度法』(三十四年三月二日公布)所定の公務員で、その子女に對し「児童手当」若くは「児童割増俸」を受けてゐる限り、右子女に對する本「繼續的児童扶助金」は交付せられないことで、いひ換へれば本扶助金は民間人に對する児童手当乃至児童割増俸の意味をもつてゐるわけである。

**擴張されたる繼續的児童扶助金** 一九三八年(三月十三日公布)第七次施行規則により制定されたるもの、上掲繼續的児童扶助金とは別途に併給され得るもので、滿十六歳未滿の子女三人以上を含む家族に對し第三子以降一子當り毎月金十マルクの現金給付をなす。所要の諸要件は該當子女數に關するものを除き全く「繼續的児童扶助金」の場合と同じ。例へば寡婦その他の特殊事情者に對する特別規定の如きも前に準ずる。即ち三子未滿の場合に對しても其の一子に對し本扶助金の交付が許容せられる。所得及び財産に關する要件も亦同様であるが、但し八千マルク以下たるべき所得の性質について特別の限定があり、父母若くは之に代つて子女を扶養する者の諸収入の少くとも三分の一は所得税法所定の意味に於ける「從屬的労働収入」、種々の恩給乃至は疾病、災害その他各種保險の保險金の如き特定の免稅收入より成つてゐるものでなければならぬ。之は本扶助金がその財源を異にし全國失業保險局より毎年二億七千萬マルクの金額を支出せしめてゐるからで、右所得性質の限定も本扶助金享受者を賃金若くは俸給生活者、年金生活者等の一定集團に限定する趣意に基くといへよう。

尙、官吏及び國防軍兵士の除外せらるゝことに同じ。但し『公務労働制度法』所定の公務員は本扶助金の交付を受けることができる。之は官吏及び國防軍兵士に對する児童手当と平衡をたもたせる爲めで、従つて當該子女に對する児童手当と本扶助金との合算額は一定額を超ゆることを許さ

れない。本制度制定當時は官吏の場合と照應した正確煩瑣な規定があつたが、單純化された第九次施行規則の改正規定によると第三子に對しては二十五マルク、第四子以降に對しては各三十マルクを超ゆるときその差額だけ擴張されたる繼續的児童扶助金は減額せられることになつてゐる。

**教育扶助金その他** 同じく第七次施行規則により制定されたもので、本扶助金は當該子女の教育扶助が國民社會主義的世界觀より見て特に緊要なりと思はせらるゝ場合、その者が中等或は上級學校又は専門學校或は高等學校に學ぶ爲の教育費の一部若くは全額扶助を行ふもので、その資金は上掲「婚姻貸付金及び児童扶助金の爲の國庫特別財源」より支出されるものである。

なほ第八次施行規則(三八年六月一日公布)により制定された住宅整備扶助金は獨逸諸都市の都市建築改造に關する法規の施行の結果轉居を指定された多子家族に對し、新住居整備の爲に一回限りの扶助金を交付するものである。

## 二、多子家族に對する種々の優遇

獨逸に於ける多子家族保護はその他凡ゆる方面に於て觀取される所で、或は社會保險料の軽減に、或は國有鐵道賃金の割引に、或は多子扶助者に對する就職及び就職後の優先權供與等に之を見ることができ、嘗て獨逸労働戰線の労働科學研究所の調査せる多子家族生計費調査に見ても多子家族の諸生計費綱目中交通費の占める割合が寡子家族に比べて却つて低い結果を見せてゐる如きに見てもその一端を察するに足らう。就職關係の優先權供與の一例として疾病金庫醫師に關する此の種の法規を見ると、就職に際しては既婚者を獨身者よりも優先採用し、又自ら扶養義務を負ふ子女を有つ者はその子女數に應じて優先せられる。就職後に於ても子女扶養者は子女の教育上適當なる地方を勤務地として撰擇し得る恩典を與へられてゐる。

る。

### 三、多子家族の母の表彰

多産の母に對するの表彰制度として五月二十一日の「母の日」には四子以上を出生し、父母子女共に獨逸血統にして遺傳的に健全なる家庭の母に對し名譽十字勳章が交付される。金銀銅の三種よりなり、四子の母には銅、五乃至七子の母には銀、八子以上の母には金の名譽十字勳章が與へられる。この勳章を佩用してゐる婦人に路上で行き會ふとヒットラー・ニューゲンドの若者たちは敬禮をするといふ。

### 其の六 家族手当制度

家族手当制度は所謂家族負擔均衡政策中その最も本格的なものであるが、官吏又は之に準ずる者の場合を除いてはその方法、種類等極めて困難且つ多様で、人口政策的施設は茲に於て營利主義の經濟社會體制と最も深刻な葛藤を惹起するといふこともできよう。私經營に對する家族手当制度實施の強制は却つて獨身乃至寡子家族者の優先採用といふ逆効果をも惹き起すわけで、統一的な金庫制度の必要の痛感せらるゝ所以であり、獨逸に於ても一九四二年に制定される豫定であるといふ「全國家族金庫」*Familienkasse*の組織について活潑なる論議ある所であるが、具體的な内容については猶ほ公式決定に到らない様である。孰れにせよ現行施行中の家族負擔均衡に關する諸制度がその財源からも施設に於ても統一綜合せらるゝことが期待せられるが、茲には現行施行の官吏に對する家族手当制度その他を掲げるに止める。

#### 一、官吏に對する家族手当制度

官吏に對する「兒童手当」*Kindergeld* は上掲一般の多子家族に對する

兒童扶助金制度と平行してナチス治下に種々の改正を見てきたが、昨一九四〇年一月には『官吏俸給法』第十四條の改正として正式に法律的體裁を完備すると共に、その内容も亦顯著な人口政策的改善の跡を示してをり、即ち滿十六歳未満(特定の場合には滿二四歳未満)の子女を扶養する官吏は毎月その第一子に金十マルク、第二子に金二十マルク、第三子に金二十五マルク、第四子以降には各金三十マルクの兒童手当を支給されることと定められたが、本一九四一年一月十五日公布(一月一日)の『官吏ニ對スル兒童手当ヲ單純化スル爲ノ法律』は右規定の技術的煩瑣を回避する爲に再びその改正を行ひ、右累加支給を廢止の上更めて一子當り金二十マルクの支給と改めらるゝに到つた。改正規定により現行規定を示せば次の如くである。

一、官吏はその公生子女各一人に付き、その子女が滿二十四歳に達する迄の間兒童手当として毎月金二十マルクを支給せられる。

二、認知されたる私生子女、養子女、當該官吏の家庭に在る繼子女、或は私生子女にして當該官吏がその父親たることの確認せらるゝ場合若しくは當該官吏が右子女を自己の家庭に引き取れる場合乃至はその他の方法により右子女を扶養し居ることの確認せらるゝ場合又は婦人官吏が母として之を獨力扶養せざるを得ざる場合等は皆右公生子女と同等に取り扱はれる。

三、滿十六歳より滿二十四歳までの子女に對する兒童手当は右子女が特に就學中若しくは職業見習中で且つ右子女の月收入四十マルク以下の場合にのみ與へられる。右就學若しくは職業見習の終了が勞働奉仕若しくは兵役義務の爲に滿二十四歳を越ゆる場合は之に相應する期間だけ右最高年齢制限を延長せられる。

#### 二、一般賃金及俸給生活者に對する家族手当制度

上掲、「擴張されたる兒童扶助金」制度はその財源關係及び之に伴ふ該當

資格範圍より見て之を一般貸金及俸給生活者に對する一種の家族手當制度と見做すことができよう。

### 三、疾病金庫醫師會の家族負擔平準金庫

特殊の一例として擧ぐべきものに一九三四年制定された「疾病金庫醫師會の家族負擔平準金庫」の試みを擧げることができる。右は全會員の收入より一律に其の三%（但し地方會員に於て二%）を徵集して其の財源となし、三子以上の家族に對し第三子以降に（二十一歳迄、但し就學中の場合は

二十四歳まで）每一子當り金五十マルクを支給するもので、方法は極めて粗笨なるものであるが之が爲め事務を簡易化する利益がある。又年概ね一回二子家族に對し（時には一子家族に對しても）一時金の支給を行つて右方の法の缺陷を償ひ負擔の公平を期してゐる。尤もこの種制度は醫師の如く高收入を有ち且つ子供の尠い職業集團に於てのみ行ひ得る制度で、その點家族手當制度なるものの技術的困難と全國的金庫制度の必要をいよく痛感せしめる。

### 獨・伊・佛の貸付金制度の要目對照

（埋め苺）

#### 獨逸の婚姻貸付金

#### 伊太利の家庭貸付金

#### 佛蘭西の農民婚姻貸付金

制定年度 一九三三年

一九三七年

一九四〇年

資格要件

妻たるべき者の過去に於ける一定被雇關係の存在

結婚當時夫妻共に滿廿六歳以下なること。収入計一二、〇〇〇リラ以下

農民であること。男廿一歳以上卅歳未滿、女十八歳以上廿八歳未滿

必須條件

右被雇關係の放棄、又は返済率の強化

十年間土地を離れざること

貸付金額

最高一千マルク（購買證券による）

一千乃至三千リラ

五千乃至二万フラン

貸付金利率

無利子

無利子

四・五%。

返済率

毎月一%（強化率三%）

毎月一%（結婚後六ヶ月後より）

翌年より十ヶ年間の半年賦償還

返済猶豫

出生後一ヶ年間、特に農村人口に對しては貸付後十ヶ年間完全猶豫

右六ヶ月経過前に妻の妊娠せる場合は結婚後十八ヶ月、引續き第二子、第三子の生れる場合には更に各十二ヶ月

返済免除

一出生毎に四分の一、右農村人口に於ては右十ヶ年の猶豫期間中夫婦の一方農村人口として活動せし場合に全額免除となる

第一子に十分の一、第二子に十分の二、第三子に十分の三、第四子に殘額全部

出生毎に半年賦金の割引を爲す、第一子出生で貸付總額の五厘、第二子で一分五厘、第三子で三分、第四子で五分、第五子出生を以て完全免除